

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月19日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
財 一 232
平成25年10月22日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成21年度包括外部監査（指定管理者制度の運用状況について）の結果に基づき講じた措置

報告書 頁（報告書概要の頁）	事項	監査の結果・意見の概要	措置の概要	措置状況	担当課
61 (8)	I 外部監査の結論 －論点別－ 2 直営施設について (1) カテゴリー毎の監査意見 ① カテゴリー4	県営住宅についても、指定管理者制度導入の可否の検討は今後も進める必要がある。〔意見〕	県営住宅については、指定管理者制度を含む効率的な管理手法を検討し、（市への）管理移管について協議したが、現状では解決すべき課題が多く、実現には至らなかった。 なお、公営住宅の効率的な有効活用を図る観点から、今後も関係市と管理手法の検討を継続していく。	対応済み	建築住宅課
86 (11)	II 外部監査の結論 －施設別－ 1 県営住宅 (1) 秋田市近郊以外指定管理者制度を採用しないことについて	秋田県全土一括での公募も可能という条件を残した上で北部、中部、南部の3つのエリアに分け公募するなどの工夫をし、全ての県営住宅について指定管理者制度導入の検討をする必要がある。 また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場合でも近隣の市への管理代行の可能性など最良の方策に向けての検討は継続する必要がある。〔意見〕	県営住宅の管理について、指定管理者制度を含む効率的な管理手法を検討し、（市への）管理移管について協議したが、現状では解決すべき課題が多く、実現には至らなかった。 なお、公営住宅の効率的な有効活用を図る観点から、関係市と管理手法の検討を継続していく。	対応済み	建築住宅課
113 (12)	4 南部老人福祉総合エリア (4) 設備の利用状況について（南部老人福祉総合エリア）	破損して利用できないテニスコートについて、今後の用途を明確にした上で必要な措置を講ずる必要がある。〔意見〕	平成23年度より県と指定管理者及び敷地所有者である横手市の三者で、テニスコートの今後の活用について協議を行ってきた。 その結果、南部老人福祉総合エリアは、災害時に避難所等になり得る施設であり、必要不可欠な自立電源機能を維持するため、太陽光発電設備の導入を検討しており、そのソーラーパネルの設置場所として、テニスコートを活用することについて、引き続き協議していく。	対応済み	長寿社会課
208 (21)	9 体育施設（向浜スポーツゾーン） (1) 事業そのもののあり方について（秋田県立	秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。〔意見〕	向浜運動広場のテニスコートについては、利用状況等に基づき、9面のうち4面の利用	対応済み	スポーツ振興課

	運動広場)		を休止し、残りのコートを使用している。施設利用者は年々増加しており、利用者アンケートでも施設の継続を希望する声が多数寄せられている。よって、生涯スポーツ、競技スポーツ振興の観点から、当該施設については、必要最低限の補修等を行いながら、継続して運営していく。		
--	-------	--	--	--	--

平成22年度包括外部監査（秋田県における補助金の執行事務について）の結果に基づき講じた措置

報告書 頁（報 告書概 要の頁）	事 項	監査の結果・意見の概要	措置の概要	措置状況	担当課
94 (10)	41 自衛防疫強化対策事業補助金	(1) 「補助金の予防接種普及啓発への効果」 補助単価が実際の接種手数料のおよそ4/100と接種手数料に占める補助金の割合が低いため、この補助金の予防接種普及啓発への効果は低いものと言わざるをえない状況である。 補助金には人件費が含まれていないことから、合理的な基準により按分した人件費を加え、補助事業に係る額を把握した上で、補助金の存続について検討を行うべきである。〔意見〕	平成24年度には、本事業の効果の検証と今後の支援の在り方に係る検討を行った。 効果については、本事業における県の補助は低率であるものの、県が補助することによって各市町が協調的に助成措置を講じており、1/2の高率助成を行っているところもある。結果的に農家の負担軽減は図られており、県が助成する意義が大きいことが示された。 また、人件費を按分した事業収支は、県補助が無い場合は赤字であり、県補助が無くなると各市町村からの助成措置も廃止となる可能性があり、結果的に農家の負担増を招くこととなることから、県補助の意義と効果を考慮し検討した結果、これまでと同様の助成を行うこととした。	対応済み	畜産振興課
118 (9)	54 地方鉄道運営費補助金（秋田内陸縦貫鉄道）	(1) 「補助金支給の効果測定」 今後、輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要であるし、このまま補助金で経常損失を補てんし鉄道を存続させることの是非についても再検討する必要があることになる。 これに対し、鉄道の便数をそのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが、これを検討するにあたり、鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を収集し、試算することが必要である。さらに、この経済効果算出のための基本データは毎年変化していくものであるから、適宜補正していく必要がある。〔意見〕	平成24年度において、公益財団法人東北活性化研究センターが、「秋田内陸縦貫鉄道を活用した地域活性化に関する調査研究」を実施し、秋田内陸縦貫鉄道がもたらす経済波及効果の分析や地域活性化策の検討を行った。これにより、観光利用者数の推計の把握と、観光客の需要によって地域経済の多様な産業部門へ経済効果が波及していることが判明している。 また、運行本数の削減やバス等への転換に係る経費については、平成19年度に試算しているが、必要に応じてデータを更新していくとともに、経済波及効果についても反映させるよう、その手法について検討していく。	対応中	交通政策課
119 (9)	55 地方鉄道運営費補助金（由利高原鉄道）	(1) 「補助金支給の効果測定」 輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要となってくるのが予想される。補助金により経	秋田県観光統計については、全県の観光消費額の統計は把握しているものの、由利高原鉄道沿線近辺のみに着目した観光消費額の統	対応予定	交通政策課

		<p>常損失を補てんし鉄道を存続することの意義についても再検討が必要となる事態も予想される。鉄道の便数をそのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要が生じるが、これに必要な情報はすぐに集まるものではない。</p> <p>県は、必要な鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を今のうちから収集し、試算の準備をしておく必要がある。〔意見〕</p>	<p>計は把握しておらず、その把握手法について今後関係部署や鉄道会社と検討していく。</p> <p>また、代替交通機関とする場合については、最善な交通手段の在り方も含めて今後検討していく。バス等の代替交通機関への移行費用については、鉄道会社及びバス会社等とともに鉄道・バス路線等の運行回数や利用客数を把握し、その費用を試算する。由利本荘市が平成23～24年度にかけてバス路線の再編を実施済みであり、今後、利用者動向を把握しながら検討を開始する。</p>		
--	--	--	--	--	--

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）の結果に基づき講じた措置

報告書 頁（報 告書概 要の頁）	事 項	監査の結果・意見の概要	措置の概要	措置状況	担当課
24 (3)	1 未利用財産 (2) 旧衛生看護学院 ① 未利用土地の活用方 針の早期策定について	この土地は秋田駅に近く、大型の施設を建設するのに適した広さをもっている、医療施設が隣接している貴重な地区であるといった特徴があり、県も今後の利活用方法を容易に決めかねている状態にある。その結果、平成20年以降3年間にわたり未利用状態となっている。 近隣の旧日赤・婦人会館跡地に関する秋田市中通一丁目地区再開発事業も進展しつつあることから、この再開発地区に近接するこの土地についても漫然と遊休公有地とするのではなく、できるだけ早期にその利活用を決定し、秋田駅周辺から再開発地区にかけての全体のにぎわいの創出や都市機能の充実に貢献するように努めるべきである。〔意見〕	保健医療施設としての利活用方法について引き続き検討を行っている。	検討中	医務薬事課
26 (3)	(3) 廃川敷地（犀川） ② 土地の占用状態の早期解消について	この土地には、居住用建物を建設し居住している使用者がいる。この居住者は河川改修工事に伴い県の指示によりこの地に移転していること、移転のための造成費用は当人が負担したということもあるようであるが、過去の詳細な経緯について県が記録を取っていないこともあり、占用状態の解消に向けた交渉が難航している。時の経過によりますます売却が困難になることは間違いないことから、早い時期に売却（賃貸）を行うべきである。〔指摘〕	平成25年1月31日に売払いにより処分済みである。	対応済み	建設政策課
28 (4)	(4) 廃道敷地（上小阿仁） ① 土地の不法占用の早期解決について（A地）	現在居住用建物の一部分がA地にかかっており、県有地への不法占用に該当する。一刻も早く不法占用の状態を回避するといった手続を実施すべきである。なお、売却、賃貸に応じない場合には、不法占用をやめるよう勧告し、従わない場合には撤去に向けた手続を採るべきである。〔指摘〕	平成24年12月4日に売払いにより処分済みである。	対応済み	建設政策課

(4)	③ 土地の不法占用の早期解決について(C地)	倉庫(2棟)が、C地のうち河川に浸食されていない部分に設置されているが、これらが使用されているという様子はない。当該倉庫の所有者の把握が必要である。さらに、当該倉庫所有者が倉庫を引き続き使用する場合は、売却又は賃貸することを交渉し、使用する予定がない場合は、早期に撤去するように指導する必要がある。〔指摘〕	平成24年12月7日に売払いにより処分済みである。	対応済み	
31 (5)	(5) 南ヶ丘ニュータウン(分譲宅地、粗造成地、B地区) ① 分譲価格について	南ヶ丘ニュータウンには、子育て支援等一定の条件に該当する場合には表示されている分譲価格から25%減額される制度があり、最近の分譲実績(平成22年度の3区画、平成23年度は10月25日時点での7区画の計10区画)はいずれもこの減額制度が適用されての分譲である。分譲宅地の価額について、近隣の分譲地と比べて相対的に割高になっている可能性がある。 分譲実績を伸ばすためには、購入者の購入価格を現在の分譲価格よりも低くすることが必要である。県は分譲価格自体の見直しを検討していく方針とのことであるが、減額条件の適用範囲の拡大を行う方法や、その他実質的に販売価格の引下げの効果を持つ方法も含む多方面の検討をさらに実施すべきである。〔意見〕	周辺の地価公示価格の下落状況に合わせて、分譲価格の見直しを行い、平成25年4月1日から値下げした価格で販売している。 また、6月28日から減額条件の適用範囲を拡大し、婚約中の者や婚姻後5年以内の者も対象に加えた。	対応済み	建築住宅課
(5)	② 資金決済手続について	この分譲宅地の売買契約を行う場合には、契約締結時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を県に納付する必要がある。最近では、購入代金の全額を金融機関からの借入から充てることも広く行われているが、融資実行が売買契約の成立後になる場合があり、県の現在の制度では住宅取得が進まない場合が生じる。資金決済の方法をより使い勝手のよい方法にすることによって購入意欲を誘因する方法の構築も検討すべきである。県は購入資金の資金繰りの面からも、購入促進に資する施策を講ずべきである。〔意見〕	資金決済手続は、県が締結する契約全般に関わる共通的な事項であるため、制度改正について関係各課と協議を行ったが、現段階では対応が難しいと判断した。 なお、この2年間購入希望者からは契約保証金の免除等、資金決済方法に関する要望は、特に出されていない。	対応困難	

4 1 (6)	(8) 臨海道路背後地 ① 境界確定について	A地には、現在中古車販売業者が隣接地所有者から土地を賃借して車を置いているが、境界が不明確であるため、明確な区切りもなく県有地を使用しているか不明である。早急に境界不明確な土地は境界を確定する必要がある。〔意見〕	平成24年に急傾斜地崩壊対策工事が完了し、平成25年8月に確定測量を実施した。	対応済み	財産活用課
4 3 (7)	(9) 秋田御所野西部臨空港工業団地 ① 未利用地の活用可能性の早期確認について	この土地のうち窪地の埋立地については地盤調査が必要（来年度実施予定）であり、早急にこの土地の地盤調査を行い、用途の可能性を把握した上で売却を行うべきである。〔意見〕	平成24年度に地盤調査を実施した結果を踏まえ、窪地の軟弱地盤を含む土地については、売却が困難であると判断された。一方、地盤が良好な土地については、今年度中に分譲のための不動産鑑定評価を行い、早期に分譲を開始することとしている。	対応中	産業集積課
4 7 (8)	(11) 小児療育センター ② 未利用地の有効活用について	当該土地の周辺には県立図書館等の公共施設が複数あり、交通機関（バス）の系統も多い。この特徴を活かした利活用を考える必要がある。この土地、建物は様々な利活用方法が考えられる貴重な財産であり、利活用方法を県のみで検討するのではなく、幅広く一般公募する仕組みを検討すべきであろう。県民のアイデアを募り、これを参考にすることもまた、県有財産の有効活用に繋がるものである。〔意見〕	秋田県県有財産利活用推進会議において、当該土地の利活用についての検討を進めており、現在、庁内関係部局での検討を行っているところである。	検討中	障害福祉課
6 9 (11)	2 貸付財産 (4) 森林科学館 ① 施設の八峰町への譲渡について	この施設は「ぶなっこランド」の中に併設されているが、森林科学館以外の施設の所有、運営は八峰町が行っている。現在のところ森林科学館は有効に活用されていると評価できるが、当該施設を他の施設と一体と取り扱い、「ぶなっこランド」として運営を行ったほうが財産の有効活用により資することになる。また、この施設の所在地が秋田市から遠隔地にあるため、現在の体制では災害等への対応は困難であること、日常の修繕費、管理費を町が負担していること、町からの要請に応じ建設した施設であることを勘案すれば、当該施設を町に譲渡し、町に管理、運営を一体と	平成26年度中の譲渡に向け、八峰町と協議を実施している。建物の耐用年数の満了が残り数年と迫っており、修繕箇所も増加し、修繕費も大きいことから、取壊しも考慮しながら、今後も引き続き協議を進めていく。	対応中	森林整備課

		して委ねるほうがより有効な活用が図られる。県は当該施設を八峰町に譲渡する方向で検討を行うべきである。〔意見〕			
87 (12)	4 県営住宅 (1) 県営住宅全般 ① 特定県営住宅の必要性について	<p>特定県営住宅とは、いわゆる特定公共賃貸住宅（特公賃）と呼ばれるもので、中堅所得者を対象に県が優良な賃貸住宅を直接供給することを目的とした県営住宅である。特定公共賃貸住宅制度（以下この項で「特公賃制度」という。）は本来、中堅所得者を対象に自治体が優良な住宅を直接供給することを目的としたものであり、それは民間の優良な賃貸住宅の供給が十分に行われず、自治体が政策的にこれを行わなければならない状況を前提とした制度であると考えられる。しかし、秋田県における住宅供給量は需要を上回っており、特定県営住宅のある秋田市では家賃を見直して値下げをしなければならないほど民間賃貸住宅が相応の賃料で供給されている。唯一の特定県営住宅である手形山1号特定住宅は被災者の受入れがなければ入居率は8.3%に過ぎない。そうであるならば、手形山1号特定住宅が建設された当時とはかく、現在においては特公賃制度の政策目的はすでに果たされており、普通県営住宅として管理し普通県営住宅が対象とする層の入居者への住宅供給量を少しでも増やすのが合理的である。</p> <p>家賃減額や子育て世代への優遇策によって入居が生じるのであれば、もちろんそれ自体を否定するものではないが、長期的には、特定県営住宅は用途廃止の上、普通県営住宅に転用すべきである。〔意見〕</p>	<p>特公賃住宅としての需要は見込みのとおりであり、東日本大震災に係る避難者受入れのための措置（目的外使用）に目処がつき次第、所要の経路を経て普通県営住宅に転用を図るものとする。</p>	対応予定	建築住宅課
95 (13)	② 県営住宅事業に関する財務記録の整備と開示について	<p>県営住宅事業が想定する対象者（低所得者、高齢者、障害者等で民間住宅への入居が困難な方々）への公的サービスを十分に行うことは当然重要であるが、限られた税収のなかで、これら一部の受益者に対し少くない予算を投入する以上は、税を負担している県民から当該事業が効率的にかつ有効に実施されていることについて理解、納得してもらうことが重要である。</p>	<p>県営住宅事業に関する情報の整備と開示は必要なことと考えており、今後、継続的に情報を蓄積し開示可能とするための業務システムを構築するべく調達の手続を進めている。</p>	対応中	

		<p>具体的には、まず県営住宅事業の事業単位財務書類を開示可能な体制を構築し定期的に開示する必要がある。県は平成11年度に県営住宅事業の「行政コスト計算書」を作成し開示した実績があるが、それ以降、特に事業別財務書類の開示は行われていない。</p> <p>次に県営住宅事業の財務的な実績記録を蓄積し、将来的な事業の見直しを図る際の判断基礎として活用することも必要である。かかる財務情報の記録・集計・開示は、納税者への情報発信というだけにとどまらず、県内部の内部統制をより高めるという意味においても有効である。外部報告目的の作業であるから、正確かつ適切な処理が行われるよう内部チェックを厳しく行うインセンティブが働くことが期待できる。</p> <p>さらに、かかる作業が行われることによって、いつ、どの事業・活動において、どの程度時間や支出が発生したのか、といった実績情報が蓄積されることになる。実績情報を蓄積することで、将来の事業計画を立案する際にコストがどの程度かかるかの予測を定量的に行うことができる。また、複数の案のいずれが最も効率的であるかの判断において、財務的な裏付けを示すための基礎となり得る。</p> <p>〔意見〕</p> <p>秋田県全体の住宅供給量について、県は県内の住宅戸数は量的にはすでに十分な状況であると分析している。したがって、現状、県営住宅を供給する意義は主として、低所得であって民間賃貸住宅の賃料ベースでは文化的かつ健康的な住宅に入居することが困難である層への住宅供給ということになる。</p> <p>平成8年の公営住宅法の改正以前は、公営住宅にいわゆる一種、二種の区分があった。一種公営住宅にはいずれ所得が上昇することが見込まれ、所得増に伴い退去して住居を取得するような世帯が入居し、二種公営住宅には低所得であり健康的かつ文化的な住宅に居住することが困難な世帯が入居するケースが多かった。秋田県では、県営住宅は一種、市営住宅は二種が対象とする所得層に対し住宅を供給するといった役割分担が自然に行われ</p>	<p>県営住宅の管理について、指定管理者制度を含む効率的な管理手法を検討し、(市への)管理移管について協議したが、現状では解決すべき課題が多く、実現に至らなかった。</p> <p>なお、公営住宅の効率的な有効活用を図る観点から、関係市と管理手法の検討を継続していく。</p>	<p>対応済み</p>
(14)	<p>③ 他の自治体が運営する公営住宅とのサービス重複について</p>			

ていたようである。しかし、法改正による新家賃制度が導入され、かかる区分がなくなったことに加え、景気の低迷等で県民の経済状況が悪化している状況において、以前の二種公営住宅が対象としていた所得層が増加し、一種公営住宅が対象としていた所得層は初めから民間が供給する住宅を選好し公営住宅へ入居することがなくなり、県営住宅と市営住宅に応募する層の差異が薄まりつつある。さらに、すでに県営住宅に入居している人々においても、従来想定されていた「所得の上昇によって県営住宅を出て住居を所有する」という流れが激減し、低所得のまま滞留する状況がみとれる。

以上のことから、現状、県営住宅と市営住宅ではその入居者又は入居希望者の層はそれほど差異がなく、また公営賃貸住宅を供給する意義やサービス内容にも違いを生じさせる必要性が低くなっているといえる。このように、公営住宅事業による政策目的が県営住宅と市営住宅で大差がなくなっている状況では、県と市で同様の事業を二重に行うのはあまり有意義でなく、かつ現状のままでは県及び市全体としてコストがかさむことが予想される。また、住宅の供給に係る長期計画を効率的かつ有効に立案・実行する上では、秋田県全体としての統一的、総合的な対応が必須となるが、事業主体が県と各市で異なっている状態にあってはどうしても非効率にならざるを得ない。このことから、県と各市で公営住宅の事業遂行を連携して行う必要が生じる。県は県営住宅という財産をより有効に活用するために、県営住宅だけではなく、同様の財産であり県内各市が保有する市営住宅も合わせて利活用を図る方向で検討を行う必要がある。即ち、市営住宅事業を営む各市と連携・協働して、公営賃貸住宅事業の統合的運営を目指すべきである。

さらに、今後の公営住宅の在り方として考えなければならないのは、ますます増加するであろういわゆる社会的弱者（生活保護受給者、障害者、高齢者等）世帯に対する福祉サービスの充実の必要性が高まることが予想されることである。かかる状況においては、

		住宅管理のみならず各市の福祉事務所と連携する等、福祉サービスのノウハウを有する事業者と連携した事業運営が求められる。 〔意見〕			
110 (16)	5 県職員公舎 (1) 公舎の入居目的について ① 今後の公舎の在り方について	従来、県職員公舎は職員の福利厚生目的による使用が認められているが、今後は、平成23年12月1日に財務省の国家公務員宿舎の在り方についての検討会が公表した「国家公務員宿舎の削減計画」にあるように、真に公務のために必要な職員の使用に限定し、主として福利厚生（生活支援）以外の目的での使用に限るようすべくである。〔意見〕	主たる公舎の使用目的は、人事異動においても職員が速やかに職務に専念できる環境づくりにあり、災害対応等における人員の確保を優先し、その他として職員の住宅を安定的に供給するものとして位置付けており、今後も必要最小限の公舎を運用していく。	対応済み	人事課 財産活用課
112 (16)	(2) 公舎料について ② 公舎料算定基準の見直しについて	現在全ての公舎について同一基準により賃借料が計算されているが、公舎毎に投資回収計算に基づいた公舎料の設定を行うべきである。現状では、県職員に対する住宅手当を控除した場合であっても、回収出来ていない公舎が存在している。 なお、この場合であっても、警察の待機宿舎のように政策的に県職員を特定の公舎に居住させる必要がある場合には、投資回収計算に基づいた公舎料から一定の割引を行うといった方法を採用することは合意を得られることであろう。〔意見〕	既存の公舎において、現行の公舎料に変え公舎毎に投資回収計算を行い公舎料を設定することはこれまでの国に準じた公舎料設定の考え方と異なるものである。建設経費、修繕費用、使用期間等の見込み、入居者数が確定できない中で、入居者からの理解は得られない。今後新築の公舎では投資回収計算による公舎料が適用できる可能性はあるが、現状では建築計画が無い。 県の公舎料は国の職員宿舎の料金改定に準じて改定を予定しており、値上げ分は修繕費用として確保したい。	対応困難	財産活用課
120 (17)	(3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎への対応について	職員公舎の入居率は平均すれば83%程度となっているが、50%に満たない公舎が多く存在し、特に教育長が管理を行っている公舎に入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建のものである。過去において学校の教職員のための公舎は当該教職員が勤務する学校に附属するような形で設置されており、これは当時の社会的要請にかなうものであった。現在は交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、ある意味居住していない公舎が出るのはやむ	耐用年数、入居率、耐震性、老朽度、土地利用の観点から基準を設け、個別に存廃の方針を検討した結果、全公舎の10%について、今後5年以内に廃止することとした。なお、未利用・低利用の公舎については、平成25年度の定期人事異動から相互利用を行っている。	対応済み	人事課 財産活用課

		<p>を得ないことであろうが、未利用の公舎をそのまま放置しておいてよいわけでもない。特に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事件の発生する可能性もあり、管理をより厳重に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸建公舎は順次解体の方針としているが、具体的な年度を決定するまでには至っていない。早急な対応が必要である。</p> <p>また、これ以外の公舎についても、既に処分の方針が決まっている公舎については速やかに処分すべきであり、決まっていない公舎については早急に利活用方針を定めるべきである。〔指摘〕</p>		
(17)	② 公舎の効率的利用について	<p>秋田県公舎管理規則では、基本的には公舎管理者毎に入居対象職員が決まっているが、「その他公舎管理者が適当と認める職員」と対象外職員でも入居が可能とする規定も織り込まれている。これに対し、現状では知事部局、教育庁、警察本部間の公舎相互利用がほとんどなされていない状況となっている（特に公舎管理者が警察本部長の公舎については知事部局及び教育庁職員が全く入居していない）。知事部局、教育庁及び警察本部といった縦割りの利用に留まるのではなく、相互利用の促進を図るべきである。〔指摘〕</p>	平成25年度の定期人事異動から、相互利用を行っている。	対応済み
(17)	③ 今後の方向性について	<p>公舎については、その効率的な利用の観点から、入居率が50%を超えるものの80%にとどかないような利用の低い公舎を中心に存続・廃止・統合の検討を行うべきであるが、そのためには公舎に対する県職員の需要がどれだけあるのかを把握し、今後どれだけ公舎が必要になるのかについて需要の予測を行う必要がある。県の財政事情に鑑みても公舎の建設は厳しい状況になることもあり得る。今ある公舎に適切なメンテナンスを行い使い続けることが余儀なくされることも十分にあり得ることである。それに対応するためには現時点から需要の予測を行い、需要に見合った公舎を選定し、その公舎に重点的に保守を行うといったことが必要である。なお、この需要予測は、知事部局、教育庁、警察本部といった縦割りで考えるのではなく、例えば8つの地</p>	今後5年間の整備方針は定めたが、入居率は人事異動の結果によるものであり、需要予測は困難である。これまで知事部局及び警察本部は入居率が毎年80%を超えていることから、今後もこの傾向は続くと考えられる。	対応困難

(18)	④ 公舎の一元的管理について	<p>域振興局管内あるいは県北・中央・県南などエリア単位で地域隣接性を考慮した上で予測を行うべきである。〔意見〕</p> <p>現状、公舎管理者別の管理・運用体制となっており、全体として最適な管理がなされていない。加えて、現在教育庁と警察本部においては一部修繕計画があるが、全公舎を対象とした一元的な修繕計画は存在しない。職員公舎の有効活用を実現させるためには公舎の一元的な管理・運用が必要である。〔意見〕</p>	<p>一元的な管理・運用を図るため、知事部局、教育庁、警察本部の三者で情報共有しながら、相互利用を図っている。</p>	対応済み	財産活用課
(18)	(4) 手形住吉公舎 ② 近隣公舎との統廃合について	<p>入居率低下の原因を分析し入居者率向上の方策を検討すべきと述べた。しかし、分析の結果、そもそも公舎に入居する需要自体がないということになれば、公舎の統廃合を行うべきである。手形住吉公舎の4棟は3-4を除き54%~62%の入居率となっている。即ち各棟とも半分程度空いているということである。手形住吉公舎内で入居を特定の公舎に集中させるようにし、さらに近くの矢留地区の空室を利用すれば2棟を空にすることができる。本来の目的での使用ができなくとも、棟が空になればそれだけ用途の選択肢が広がることになる。書類の倉庫という使い方もあるであろうし、県で使用しないのであれば売却することも可能であろう。近隣の公舎との統廃合を検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>手形住吉町公舎3-1、3-2については、耐用年数、入居率、耐震性、老朽度、土地利用の観点から平成26年度で廃止の方針を定め、平成25年度の定期人事異動においては、新規入居者の規制を行うとともに、現在の入居者に対して、廃止の予告通知を発送している。</p>	対応済み	人事課 財産活用課
129 (19)	(6) 岩見ダム公舎 ① 早急な処分の実行の必要性について	<p>平成24年度に処分予定の物件である。長期間未使用の状況であり、利活用の方法をもっと早く決めるべきであった。入居者がいないといえども県には管理する責任があり、管理するためにはコストも必要である。さらに、現場を見る限り十分な管理を行っていたとは言えず、不測の事故等が発生する恐れもあった。早急な処分の実行が必要であるが、処分が決定するまでの期間は、定期的な除草、雪下ろし、崩落物の撤去・解体など基本的な環境維持作業を行う必要性がある。〔指摘〕</p>	<p>平成24年度に建物を解体済みであり、土地についても売却に向けて手続中である。 なお、処分するまでの間は、事故防止や環境維持に努め、適切な維持管理を行っていく。</p>	対応中	河川砂防課
6	重要物品				

<p>146 (21)</p>	<p>(2) 秋田ふるさと村 ① 不使用又は故障した重要物品について</p>	<p>「かまくらシアター」、「ふるさと広場」及び「工芸展示館」に設置してある映像機器は、コンテンツの人气がなく採算が合わない、外国製のため修理費用が高額である、レーザーディスクという旧式の設備であるなどの理由で、不使用又は故障のままという状態がここ数年続いているが、故障により修繕できないものは処分し、故障又は故障していなくても不要と判断したものは売却や所管換をして有効利用ができたはずである。なお、映像機器に付随する映像ソフトの中には、郷土資料として貴重な映像が含まれるとのことであり、このような映像ソフトについては他の施設において積極的な活用を行うべきである。物品は時間が経過するに従って価値が低下する。早急に、上記物品を処分するという方法も含めこれら重要物品を最も有効に活用できる方法を選択すべきである。〔指摘〕</p>	<p>年数の経過や性能の相対的低下等により、現在使用していない物品については、所管換による受入先を探したものの、再使用するためには修理等による費用がかかること、映像ソフトについては、特殊な映写設備が必要であることから、受入先がない状況である。 なお、き損のため、修理不能又は修理に多額の費用を要する物品については、不用決定し、その後、売却または棄却の手続きを行い、処分した。</p>	<p>対応済み</p>	<p>観光戦略課</p>
---------------------	--	---	---	-------------	--------------

平成24年度包括外部監査（電気事業および工業用水道事業について）の結果に基づき講じた措置

報告書 頁（報 告書概 要の頁）	事 項	監査の結果・意見の概要	措置の概要	措置状況	担当課
45 (1)	I 電気事業 1 中期経営計画について	秋田県では、経営評価調書において、中期財政収支計画の収益的収支については各年度の実績と比較しているが、資本的収支についてはこれを行っていない。今後は経営評価の際に、中期財政収支計画の「建設改良費等」についても各年度の実績との差異分析を行うことが望ましい。〔意見〕	平成25年度から経営評価の際に、建設改良費等についても差異分析を行っている。	対応済み	公営企業課
48 (1)	2 料金について	総括原価方式は事業運営に必要な原価と利潤の確保を目的とした制度であるが、最終消費者への安定的およびより安価な電気の供給という観点からは、電気事業運営の効率化による原価の低減などが期待されている。そうした電気事業運営の効率化を検討する資料としては、総括原価算定に織込まれた予算費用と実績費用の比較分析を行うべきである。現在、秋田県では、このような事後分析が担当者の個別資料という位置付けであるため、今後はこのような予算額と決算額の比較資料を公営企業課内共通の正式な資料として保管することが望ましい。〔意見〕	平成24年度決算分から課内の正式な資料として作成し保管している。	対応済み	公営企業課
57 (1)	3 県営発電所周辺地域等振興事業助成金について	助成金交付申請書において、「助成対象の事業区分」を記載し、助成対象を明確にする必要があるが、現状では助成金申請書において、「助成対象の事業区分」を記載する箇所がない。そのため、各市町村が、申請の段階で、要領別表二の対象事業のいずれに該当した申請であるかを明確になるように助成金申請書において、「助成対象の事業区分」の記載を行うことが望ましい。〔意見〕	平成25年度から助成金申請書に要領別表二の助成対象事業区分を記載するようにした。	対応済み	公営企業課
60 (2)	4 建設仮勘定・建設準備勘定の残高管理について	建設仮勘定・建設準備勘定については、今後、いつ、どのような内容として、いくら計上されたかなどが把握できるよう、残高管理	残高管理表を作成し、増加分の内容について管理を行っている。なお、内容が把握できた平成15年度以降についても、残高管理表に	対応済み	公営企業課

		表を作成して管理していくべきである。なお、過去の計上分についても可能な限り内容などを把握することが望ましいが最低限、今後の増加分については実施すべきである。〔意見〕	計上した。		
60 (2)	5 建設準備勘定の残高について	建設準備勘定に計上されている3つの調査(岩見三内、濁沢、黒石沢)については、いずれも調査開始から20年以上経過しているものである。これらの残高が残っていることは財務規程に反するとは言えないが、開発などを当面休止または見合わせるものについての資産性は疑問であり、資産として計上しておくことは財務の健全性を損なうおそれがある。そこで当面の開発延期が決定され、一定期間の内に再開の目処がたたないなど資産性があるとは言えないものについては、精算ないし費用処理できるような財務規程を整え、財務の健全性を維持していくことが望ましい。〔意見〕	今後の水力開発地点は益々小規模化、奥地化しており、開発阻害要因の解決など、建設に至るまで長期にわたることから、経過年数のみで費用処理することは現時点ではできないものと考えている。現在の財務規程では「建設準備勘定経費は建設工事を実施しないことを決定したときには精算する。」と規定されている。このため、今後は毎年度にそれぞれの事業の可能性を評価し、事業化に至らないと決定した場合には速やかに財務規程に基づき精算を行う。	対応困難	公営企業課
62 (2)	6 遊休資産「旧横手発電事務所」について	新地方公営企業会計基準においては、固定資産につき減損会計が導入される。したがって、当該基準が適用される平成26年度以降において、旧横手発電事務所が売却されず残っている場合には、当該固定資産につき、減損損失を認識する必要がある。 また、現状の販売予定価額36,400千円ではいまだに売却できていない状況を勘案すると、平成26年度以降の当該物件の回収可能額を現状の販売予定価額である36,400千円とすることについては十分に再検討すべきである。〔意見〕	新地方公営企業会計基準は認識しており、「旧横手発電事務所」については減損処理の対象になると判断し、減損損失の算定をする予定である。 帳簿価格と販売予定額に差があること、現在の販売予定価格においても売却ができていないことも念頭におき、回収可能額の算定方法等を現在公認会計士と相談しながら検討している。	対応中	公営企業課
63 (2)	7 遊休資産「その他」について	田沢湖発電所、柴平発電所、杉沢発電所の土地は遊休資産となっている。減損会計においては、資産又は資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合には減損の兆候があると判定されることになる。そのため、平成26年度以降も遊休状態が続いており、将来の用途が定まっていない場合には、減損損失を認識することが必要となる点	当該遊休地は地形や周辺環境から用途が限られ売却が難しい。 新地方公営企業会計基準は認識しており、減損損失の算定については、現在公認会計士と相談しながら検討している。	対応中	公営企業課

		に留意が必要である。〔意見〕			
6 4 (2)	8 発電事務所・発電所の現地視察について	<p>監査人の現地視察によって判明したカバーライナーのように、点検修繕工事に際して発注されたものの、点検の結果、取替えは不要と判断され、保管されることとなったものについては、貯蔵品として資産計上することが必要である。</p> <p>また、今回、我々は岩見発電所以外については視察を行っていない。したがって、上記のような貯蔵品が他の現場にもないかを確認し、決算時までには漏れなく貯蔵品が各現場より報告され、資産計上される体制を整えることが必要である。〔指摘〕</p>	<p>指摘資産以外の貯蔵品が存在しないかを調査した結果、他の現場ではない事を確認している。</p> <p>このことを受け、公認会計士と検討したところ、貯蔵品経理の対象となる物品は1件と資産全体に対する割合が小さく、また取得から約8年経過しており、事業の中での重要性も既ないと判断されるので、改めての資産計上は行わず、他の予備品と同様の在庫管理をすることとする。</p> <p>なお、今後このような事例が発生した場合には、財務規程に基づき適正に処理することとする。</p>	対応済み	公営企業課
6 6 (3)	9 セグメント情報について	<p>現行の地方公営企業会計では、セグメント情報の開示は求められていないが、新たに導入される地方公営企業会計においては、平成26年度の事業年度（予算）より適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められることとなった。電気事業の場合、施設毎を一つの事業単位とし、上記のような施設別セグメント情報を開示することを検討する必要がある。〔意見〕</p>	<p>電気事業においては、料金単価の算定方法が総括原価方式であるため、施設別に区分することは困難と考えている。</p> <p>現在は、区分しないか、若しくは総括原価方式の施設と固定価格買取の施設に分けるかの方向で検討している。全国的にも同様な考えが多いなど全国の動向を踏まえ、公認会計士と相談しながら検討している。</p> <p>工業用水道事業は、1施設しかいないため区分はしないこととしている。</p>	対応中	公営企業課
6 7 (3)	10 減損会計の導入について	<p>平成26年度の事業年度（予算）より地方公営企業会計においても公営企業型地方独立行政法人における減損会計と同様の減損会計を導入することとなっている。したがって、平成26年度（予算）からの減損会計導入時には、秋田県の電気事業においても、施設単位で資産のグルーピングについて検討することが必要である。〔意見〕</p>	<p>減損会計のグルーピングについては、セグメント情報に沿うことが望ましいと考えることから、電気事業、工業用水道事業、各事業外固定資産（遊休資産）により仕分する方向で現在公認会計士と相談しながら検討している。</p>	対応中	公営企業課
7 0 (3)	Ⅱ 工業用水道事業 1 中期経営計画について	<p>第Ⅱ期中期経営計画の基本方針の中には「社会情勢、経営環境等に変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。秋田県では第Ⅱ期中期経営計画の基本</p>	<p>第Ⅱ期中期経営計画の基本方針に変更はなく、計画期間における改良費合計に大きな乖離はないことから、中期財政収支計画については、毎年度計画と実績の差異分析をしながら</p>	対応済み	公営企業課

		方針には変更はなく、また、計画期間における改良費合計に大きな乖離はないため「中期財政収支計画」の見直しは現時点では不要と判断しているとのことである。しかし、工事契約期間変更の結果、年度ごとの計画が大きく乖離する見込みである場合には中期経営計画における「中期財政収支計画」の見直しを検討すべきである。〔意見〕	ら管理していく。		
81 (3)	2 受益者負担の基本的な方針について	<p>旧秋田第二工業用水道事業にかかわる資産は465億円（玉川ダム水源事業費358億円および秋田第二工業用水道建設事業費106億円）であるが、国庫補助金70億円のほかに、最終的には一般会計が負担している。平成17年度に工業用水道事業会計の企業債繰上償還の財源とするために、一般会計では電気事業会計および工業用水道事業会計から借入金が生じており、その残高は平成23年度末で40億円（電気事業会計36億円、工業用水道事業会計4億円）である。この借入金返済の財源は今後も一般会計が負担することになるが、このことは実質的には県民が負担することを意味する。この点、過去の議会では説明がなされていた。しかしながら、監査人としては一連の経緯および会計処理は複雑であると考え。したがって、県民一般が十分に理解することは難しいものであったと考える。</p> <p>また、現行の秋田工業用水道の改良工事は、旧秋田第二工業用水道の設備を利用して行われている。旧秋田第二工業用水道建設事業費106億円は、その財源が全て一般会計からの受贈に振替わっているため、工業用水道事業会計では将来の減価償却費の負担が実質的に発生しない。なお、今後、給水単価を据置いた場合でも利益が発生する見込みとのことだが、仮に旧秋田第二工業用水道建設事業費106億円のうち土地を除く102億円の減価償却費相当額を加味して考えた場合には損失となる可能性が高い点に留意が必要である。</p> <p>秋田県では平成32年度までは料金改定を予定していない。しかしながら、独立採算を前提とする地方公営企業にあっては、改良工事に伴う費用を受益者にも負担させることが原</p>	<p>旧秋田第二工業用水道事業の施設は、廃止の時点で本来ならば多額の費用をかけて撤去すべきものであったが、県全体の利益を考慮して、将来的には有効活用すべきと議会からの承認を得て一般会計から寄贈されたものであり、現在のユーザーに対し負担を求めものではない。</p> <p>ただし現在の2系統化工事で、新たに発生する費用負担については原則どおりユーザーの利用料金収入で賄うこととする。</p>	対応困難	公営企業課

		<p>則である。したがって、旧秋田第二工業用水道の送水管を利用した現行秋田工業用水道2系統化に伴う工事については、一般会計を含めた秋田県全体として、受益者負担の基本的な方針を十分に検討すべきである。〔意見〕</p>			
82 (4)	3 第二期改良計画に係る損益見込みについて	<p>秋田県では「第二期改良計画」に関連する正式に承認された損益見込みが作成されていない。本来、改良工事計画が承認される前提として、長期的な損益見込みを秋田県として検討・承認すべきである。特に、旧秋田第二工業用水道建設事業費106億円は、県民の負担の上で工業用水道事業に移管された設備である。県民一般への説明責任を十分に果たすためにも、秋田県として、速やかに当該損益見込みを作成・承認し、変更が必要な場合には、適宜、見直しを行なった上で、再度承認を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>第二期改良計画の資金計画シミュレーションを正式な資料として作成したので、次期中期経営計画にはこのシミュレーション結果を反映させ公表することとする。</p>	対応済み	公営企業課
83 (4)	4 第二期改良計画に係る給水収益の見込みについて	<p>工業用水道事業を取り巻く経営環境は、水需要の伸び悩みなどから厳しい状況にある。秋田県においても、近年の契約給水量は横ばいしないし低下傾向にあり、それに伴い収益も逓減傾向にある。したがって、長期の損益見込みを検討する際には、今後の収益が逓減することを仮定した上で、どのような料金設定で採算がとれるのか、シミュレーションを行うことが望ましい。〔意見〕</p>	<p>近年の契約水量は横ばいしないし低下傾向にあり、企業誘致の促進による需要拡大に努めているところである。 契約給水量の低下傾向が今後も継続すると仮定してシミュレーションを行ったが、その結果現在の料金設定で第二期改良計画は実施可能である。 今後もシミュレーションを状況に合わせて実施していく。</p>	対応済み	公営企業課
85 (4)	5 時間単位計量器と月単位計量器による計算について	<p>同一時間帯に同一水量を使用しているにもかかわらず「時間単位計量器」を使用するかそれとも「月単位計量器」を使用するかによって超過料金が変わってくるのが、現状の算定方法であり、受水企業間に一種の不公平が生じていると言える。このような不公平は望ましくないため、可能な限り早急に解消すべきである。〔意見〕</p>	<p>毎年、年1回開催されるユーザー連絡協議会の実務担当者会や理事会・総会において、「時間単位計量器」への切替えを促していく。 新規ユーザーに対しても「時間単位計量器」の設置をお願いしているところである。</p>	対応済み	公営企業課
88 (4)	6 指定管理者の選定について	<p>1期目（平成19年度から平成21年度まで）の選定の際にはそれなりの数の応募があった</p>	<p>次回の指定管理者募集に際しては、より応募しやすいように2期までの状況を精査し、</p>	対応中	公営企業課

		<p>が、3年経っての2期目（平成22年度から平成26年度まで）の選定には、1社しか応募がなかった。この1社は1期目の指定管理者であったものであるが、結果として、その1社がそのまま引き続き2期目の指定管理者となっている。応募が1社しかなかった理由は不明であるが、仮にほかの業者が価格面だけを理由に応募を見送ったということがあれば、指定管理者の選定方法やあるいは指定管理者に選任されることによる業者にとってのメリットが十分に周知されていなかった可能性が想定される。価格競争入札と違って、指定管理者の選定に当たっては価格面以外にも、業者の信頼性など、多様な面から選定委員会による議論がなされるべきである。1社入札がすべて悪いというわけではないが、やはり1社の提案内容しか見られない、他社との比較検討ができない、というのは、業者を選定する側の秋田県にとっては機会損失であると考えられる。次回の指定管理者募集に当たって再び1社応募となることのないよう、秋田県は1期目に応募した企業のうち2期目に応募しなかった企業について、応募に対するハードルとなった点を明らかにし、次回の募集に生かすべきである。〔意見〕</p>	<p>必要であれば一定の要件緩和を図る。</p>		
90 (5)	7 指定管理者の財務状況について	<p>指定管理者は一定の利益を比較的安定して計上しており、経営的には良好であるものと判断できる。一方で、秋田県では、同業者との契約に当たって指定管理者制度の目的の一つであるコスト削減という見地から、契約額の引下げを交渉したということであるが、業者は秋田県が提案した引下げ幅までは応じられないという立場だったとのことである。しかし、この収支実績を見れば、業者は当初予算以上に利益を計上する余地を持っており、さらなる価格交渉の余地が存在する可能性があるため、今後も契約額の引下げ交渉を行う必要がある。〔意見〕</p>	<p>年度契約の更新時に引下げ交渉を行っている。平成25年度の年度協定締結時に契約額の引下げ交渉を行い、予定額の1.2%減で契約締結した。</p>	対応済み	公営企業課
91 (5)	8 収入の減少リスクへの対応について	<p>秋田県工業用水道の現状は、少数の企業に供給量の大部分が集中していること、またそ</p>	<p>契約給水量の低下傾向が今後も継続する可能性を考慮に入れたリスクシナリオとして、</p>	対応済み	公営企業課

		これらの企業において継続的な節水傾向が見られることから、将来にわたって現行の契約水量が維持されるかどうか懸念の残る状況である。この状況を踏まえ、仮に契約水量が減少した場合でも経営計画の遂行に支障を来すことのないよう、現行計画とは別に、契約水量減の可能性を考慮に入れたリスクシナリオも検討すべきである。〔意見〕	現在の料金設定で実施可能かシミュレーションを作成した。		
93 (5)	9 発生土の売却について	現状の需要が一巡すると、いずれは購入者を募ることが困難になる可能性が考えられ、そこで運搬範囲をより遠くに拡げるとすれば現在8,000千円弱である運搬費用がより高額になってしまい、県の負担が増加することが想定される。そこで一案ではあるが将来的な手法として、現在、県要綱により100円/㎡に固定化されている販売単価を（たとえばオークション方式のように）ニーズに応じた単価設定が行えるよう自由化することが考えられる。〔意見〕	運搬費用がかさまない範囲で販売広告を強化していく。また、運搬費用がかさむ場合には販売単価の見直しをしていく。	対応済み	公営企業課
96 (5)	10 御所野系統に係る負担金収入について	各受水企業との間に締結された「料金に関する覚書」を閲覧したところ、本来の料金部分と負担金部分は区分して記載されているものの、負担金部分が各企業に割り当てられた負担金総額の分割払いであること、および支払を終えた時点以降は支払義務がなくなることについての記載がなかった。そのため、負担金部分35円/㎡についても、本来の料金部分同様、給水を受けている限り永続的に負担すべき費用であるかのように解釈される余地がある。当事者間では、負担金総額の支払を終えた時点以降は本来の料金部分の支払のみとなることについて合意しているのだから、覚書にも実際の取扱いと整合するよう、その旨が明記されるべきである。〔意見〕	受水企業と覚書の見直しについて協議を行っており、実際の取扱いと整合するよう、再度、覚書を取り交わす予定である。	対応中	公営企業課
98 (6)	11 大館工業用水道の土地に係る会計処理について	大館工業用水道の資産の大部分は総係費として処理された売却準備費用であり、土地自体の帳簿価額は備忘価額が付けられているにすぎない。当該土地は過年度から売却に出さ	過去の土地売却時に売却額と相殺していなかったため、総係費が過大となっていることから、平成25年度中に特別損失として処理する予定である。	対応中	公営企業課

		<p>れているものの、条件が悪く買い手がつかないでいる状態とのことであった。また、そのため毎年度の売却準備費用が積み重なっており、結果として総係費が多額に資産計上されているとのことであった。総係費に係る会計処理は財務規程に従ったものではあるが、結果として、総係費に関して多額の資産を計上していることになっている事実は、土地について売却可能性が乏しいとして備忘価額まで減額する処理を行なっていることと整合性が取れていないと言える。会計的実質を考えれば、土地、電話加入権及びそれに係る総係費の全体を1つの資産とみて、適切な時価（この場合は正味売却価額が適切である）にまで帳簿価額を減額するのが望ましい処理である。新会計基準においてはいわゆる減損会計が地方公営企業にも取り入れられることから、その導入時には適切な会計処理がなされることが望まれる。〔意見〕</p>	<p>しかしながら、特別損失処理後も財産は残ることから、処理後の事務手続き方法も含め、公認会計士と相談しながら検討している。</p>		
99 (6)	12 建設準備勘定について	<p>財務規程によれば、調査の結果建設工事を実施しないことを決定したときは、建設準備勘定の経費を精算するものとされている。このことから、工事を実施しないことの明確な決定がなされない間は精算を行う必要がないとも考えられるが、そのような判断基準を採用すると、決定がなされない間ずっと資産残高が計上され続けることになる。これはともすれば、費用計上の先送りにも繋がりがねない判断基準である。したがって、必ずしも決定の有無によらずとも、毎年度においてその都度実質的な状況を勘案して精算の可否を判断すべきである。その判断に当たっては、客観的なデータに基づいて可能な限り合理的に判断するものでなければならない。</p> <p>当該調査においても、調査以後も建設実施の決定がなされていない事情や将来の工事実施の見込みを総合的に勘案し、建設工事を実施する可能性が乏しいと客観的に判断される場合は資産計上を取りやめるべきである。</p> <p>〔意見〕</p>	<p>当該調査は七曲臨空港工業団地の工業用水道給水に係る事前調査であったが、今後も事業化が難しいと判断されるため、財務規程に基づき精算する。</p>	対応済み	公営企業課

102 (6)	13 庁舎使用権について	工業用水道事業会計が土地造成事業会計の廃止に当たり庁舎使用権を無償で獲得していると同時に、その分、土地造成事業会計から一般会計へ引き継ぐべき残余財産が減少している。すなわち、土地造成事業会計の廃止に伴って、一般会計の負担の上に工業用水道事業会計が庁舎使用権を無償で獲得していると言える。当時の企業局としては、工業用水道事業会計が土地造成事業会計から財産を譲り受ける際、無償ではなく、相当の対価を支払って譲り受けるべきであったと考える。なぜなら、電気事業会計が有償で庁舎使用権を取得し受益者に負担をさせているため、公平性の観点から、工業用水道事業会計も受益者へ負担をさせることも考えられるからである。したがって、工業用水道事業会計の受益者負担の基本的な方針について、公平性（電気事業会計との整合性）の観点から十分に検討が必要であると考え。〔意見〕	公営企業の中でも特に工業団地の造成・分譲を行っていた土地造成事業や、工業用水を供給する工業用水道事業は、本来業務に加え企業誘致や産業振興など県行政の施策・事業と一体性を有しながらその補完的役割を果たしてきた。土地造成事業の廃止によりその役割は主として直接のユーザーを抱える工業用水道事業に引き継がれている。 工業用水道事業への無償譲渡は、こうした役割に対して一般会計との十分な協議により、決定されたものであり、公平性は保たれている。	対応困難	公営企業課
103 (7)	14 資本剰余金残高について	固定資産台帳に記載される「補助金等」充当額は、みなし償却を行う際に帳簿価額算定の基礎となる重要な数値である。速やかに原因を調査して、不整合を解消すべきである。また、毎年度末において固定資産台帳と決算額との照合を行ない、不明な差異の存在が速やかに検出できるように仕組みを整えることが必要である。〔指摘〕	除却時に当該資本剰余金の処分（相殺処理）をしなかったものがあつたため、金額のずれが生じていると推測し調査したが、原因を説明することはできなかった。 不整合の数値については、公認会計士と相談し、解消する措置をとる。 また、平成24年度末からは資本剰余金チェック表を作成し、残高を確認することとした。	対応中	公営企業課
109 (7)	Ⅲ 両事業に共通する事項 1 契約について	本件の誤請求による過払い分の返金は契約と同一年度（平成23年度）に手続されているものの、規定の適用誤りにより、受注者から誤請求がなされるリスクは契約当初で把握できたものと考えられる。そのため、契約段階で、あらかじめ検査時に留意すべき事項を把握し、検査員に当該事項を適切に引き継ぐべきである。〔意見〕	各発電事務所あて平成25年8月22日付けで検査時の留意事項等について通知し、再発防止を図っている。	対応済み	公営企業課
110 (7)	2 資本的支出・修繕費の区分処理の判断について	資本的支出と修繕費との区分を誤ると、期間損益計算の適切性が損なわれることとなる。そのため、設計実施者においては、引き続き	資本的支出と収益的支出の区分を合理的に判断するため区分基準（修繕基準）を作成した。	対応済み	公営企業課

		<p>合理的な判断のもとに資本的支出と修繕費との区分処理を行うことが望まれる。また、検算実施者においても、単に集計が適切に行われているかという観点のみならず、資本的支出と修繕費との区分処理が適切に行われているかという観点から検算を行うことが望まれる。</p> <p>なお、資本的支出に該当するものか、あるいは修繕費に該当するものかの判断については、個々のケースに応じて実質的に判断することが必要な側面が大きいため、当該区分処理につき、当初予算、料金交渉時に課内それぞれの担当者が集まって区分処理しているとのことである。ただし、資本的支出と修繕費との区分については、各担当者及び班により判断基準が異なってしまうことや人員の異動等により、過年度の判断と整合しない項目を防ぐため、公営企業課全体として、区分処理の判断基準をマニュアル化するなど整理することが望ましい。〔意見〕</p>			
1 1 1 (7)	3 固定資産の台帳管理について	<p>目的の異なる2種類の台帳が混在していることで、固定資産の取得、除却、減価償却などの状況を両者に反映させる必要があり、現状これが手作業・手計算でそれぞれ行われていることから、固定資産管理業務に非効率が生じていることが想定される。現状手作業で管理が行われており、用途に応じて2種類作成されている固定資産台帳について、どちらの用途も達成できるよう一元化・電算化された固定資産台帳システムを導入し、固定資産管理を効率的に実施するべきである。</p> <p>なお、固定資産台帳システムの導入検討に当たっては、費用対効果（たとえば、導入コストと職員の固定資産管理作業時間の減少効果との比較など）を検証することも必要である。〔意見〕</p>	<p>現在の財務システムの償却を踏まえ、更新時に固定資産台帳システムの構築も含め検討することとしている。</p> <p>平成25年度は、データの収集と整理を行う。</p>	対応中	公営企業課
1 1 3 (8)	4 固定資産の現物管理について	<p>財務規程第206条に規定されている固定資産の照合は「少なくとも毎事業年度一回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とあることから、</p>	<p>財務規程に基づき、実地照合を毎事業年度行うこととする。</p> <p>また、実施要綱を作成し、調査方法、報告方法など、調査内容の詳細についても明確に</p>	対応済み	公営企業課

		<p>平成13年度に実施されたような実地照合を毎事業年度行う必要がある。</p> <p>また、その実地照合の方法に関する規定（ルール）を策定し、それを周知して実施することが必要である。なお、当該ルールには、①いつ誰がどのように照合を実施するのか、②どのように照合を記録するのか、③照合が網羅的に正しく行われたことをどのように検証するのか、などを含むことが必要である。</p> <p>〔指摘〕</p> <p>現状、固定資産台帳上、各固定資産に資産番号は付与されておらず、また、固定資産現物に台帳上のどの資産に該当するか識別可能な表記もなされていない。全ての資産について実施する必要はないが、土地、建物や動かすことのできない機械装置などを除き、少なくとも動かすことが可能な資産については、例えば、台帳上固定資産番号を付すとともに、現物には当該番号を表記したシールを添付するといった方法や、台帳に資産の型式などを詳しく記載することなどにより、固定資産現物と台帳を現状よりも明確に紐付けて管理すべきである。〔意見〕</p>	<p>規定した。</p> <p>実地照合実施要綱において固定資産に記号番号を付して整理することを規定した。</p> <p>また、表示可能な固定資産には、この記号番号を表示することとした。</p>	<p>対応済み</p>	
<p>116 (8)</p>	<p>5 修繕引当金および特別修繕引当金について</p>	<p>現行の地方公営企業会計基準においては、修繕引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、現状の会計処理方法は認められるものであると考えられる。しかしながら、新地方公営企業会計基準においては、引当金について、「将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる認められるもの」という引当金の要件を満たす場合に引当金を計上することになっている。修繕引当金及び特別修繕引当金もこの引当金に該当する。したがって、今後は新地方公営企業会計基準の導入に当たり、従来の様な秋田県の処理は見直すことが必要である。具体的にどのような場合にどのように修繕引当金や特別修繕引当金を算定するのか、その体制（規程ないしは</p>	<p>新制度導入後は制度に沿った運用とし、必要に応じ引き当てを行い、これまでの引当金については、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」により従前の例により取崩しをしていく予定である。</p> <p>特別修繕引当金については、料金算定等への影響も考えられることから、全国の状況も参考にして、公認会計士と相談しながら検討している。</p>	<p>対応中</p>	<p>公営企業課</p>

		マニュアルなど)を整備することが必要になる。〔意見〕			
117 (8)	6 賞与引当金について	<p>現行の地方公営企業会計基準において賞与引当金の計上は求められておらず、秋田県の会計処理はそれに沿ったものである。しかしながら、地方公営企業会計基準が前提とする発生主義会計の考えに鑑みれば、引当金の計上要件を満たすものはすべて引当金として負債計上するのが、本来あるべき会計処理である。この点、新地方公営企業会計基準においては、引当金の計上要件を満たすものについて引当金を計上することが求められており、賞与引当金の計上が新たに必要となる。新基準の導入に先立って、賞与引当金をどのように算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。〔意見〕</p>	<p>新会計基準のとおり、平成26年度の当初予算に計上し、処理することとする。</p>	対応中	公営企業課
118 (9)	7 退職給付引当金について	<p>現行の地方公営企業会計基準においては、退職給与引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、現状の会計処理方法は認められる。しかしながら、いわゆる新地方公営企業会計基準においては、退職給付引当金の会計処理方法として、期末時点の退職給付引当金残高が、年度末退職者を除く全職員が期末日に自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額となるようにする旨が規定されている。したがって、現行の会計処理方法は平成25年度決算までは認められるものの、平成26年度以降は期末要支給額による方法へ変更することが必要になることから、それまでには、期末要支給額を把握するための体制を整えることが必要になる。〔意見〕</p>	<p>新会計基準のとおり、平成26年度の当初予算に計上し、処理することとする。</p>	対応中	公営企業課
121 (9)	8 委託契約形態の見直しについて	<p>電気事業および工業用水道事業は財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターとの取引がある。この法人の業務は県政の補完業務として重要な役割を担っている県内唯一の法人であるということは理解できるが、そう</p>	<p>当該法人は県政の補完業務の遂行という重要な役割を担っているが、収益的事業として行う事業があることや補完業務の一部は民間コンサルタントにもその役割を分担することなどから、従来と同様に委託契約は継続して</p>	検討中	公営企業課 建設政策課 技術管理課

		<p>であれば、その法人の業務を県の業務として内製化（インソーシング）するか、あるいは契約金額の在り方を見直すべきである。この法人の決算書をみる限り、黒字であると推察することができるため、現行のように外部への委託契約形態を継続するのであれば、実費弁償方式による契約形態の導入を検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>いく。ただし、契約金額の算定根拠は基準制定から長期間経過していることや、一般財団法人へ委託する際の諸経費の考え方を整理すること等を行い、契約金額の見直しを図るための検討を行っている。</p>		
121 (9)	9 秋田県関係者の役員就任の見直しなどについて	<p>財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターには秋田県職員3人が無給役員として就任し、かつ県職員OB4人が有給役員として就任している。この法人の業務の大部分は秋田県からの受託業務に依存しており、その委託金額合計も多額であることから、公共調達価額の適正性という観点、秋田県職員の再就職の公正性という観点から、秋田県関係者の役員就任の在り方を再検討すべきである。</p> <p>なお、秋田県は出資割合から新法人を県の指導監督の対象とする第三セクターに該当しないとしているが、その業務内容、県からの委託業務の規模および県関係者の役員就任状況からみて、県が事務の状況などを管理監督することが適切であり、その体制を整備することを検討すべきである。〔意見〕</p>	<p>退職者の再就職については、「秋田県知事部局職員の再就職に関する取扱」に基づき、第三セクター法人と同様に、書面による紹介依頼を受け、公共調達の適正性確保などの観点から担当業務等を確認した上で、県から適任者を紹介している。</p> <p>また、「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針」を定め、県の出資比率が25%以上の法人を指導監督の対象としている。これは、地方自治法において、調査権等の行使の対象となる出資法人の範囲を、出資比率25%以上としていることによるものであり、委託業務の規模や人的関与の度合いによる基準は設けていない。</p> <p>なお、委託業務にあつては、発注者としての立場から、必要な範囲において、その適切かつ確実な遂行を指導監督していく。</p>	対応済み	総務課 建設政策課

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月19日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
教 総 一 2020
平成25年10月1日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県教育委員会

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）の結果に基づき講じた措置

報告書 頁（報 告書概 要の頁）	事 項	監査の結果・意見の概要	措置の概要	措置状況	担当課
120 (17)	5 県職員公舎 (3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎 への対応について	<p>職員公舎の入居率は平均すれば83%程度となっているが、50%に満たない公舎が多く存在し、特に教育長が管理を行っている公舎に入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建のものである。過去において学校の教職員のための公舎は当該教職員が勤務する学校に附属するような形で設置されており、これは当時の社会的要請にかなうものであった。現在は交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、ある意味居住していない公舎が出るのはやむを得ないことであるが、未利用の公舎をそのまま放置しておいてよいわけでもない。特に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事件の発生する可能性もあり、管理をより厳重に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸建公舎は順次解体の方針としているが、具体的な年度を決定するまでには至っていない。早急な対応が必要である。</p> <p>また、これ以外の公舎についても、既に処分の方針が決まっている公舎については速やかに処分すべきであり、決まっていない公舎については早急に利活用方針を定めるべきである。〔指摘〕</p>	<p>教育長管理の一戸建て木造公舎は、耐用年数や老朽度等の観点から、入居者のないものは廃止、入居者がいる場合は現入居者の退去後は廃止することとし、今後5年間で全て廃止することとした。</p> <p>廃止後の処分については老朽度や安全性を考慮して優先度を見極め、今後10年間で建物の解体処分を行うこととし、その計画を今年度策定する。また、地域の土地需要動向によっては、建物付きでの土地売却も検討していくこととしている。</p> <p>なお、教育長管理の集合公舎については、平成25年度の定期人事異動から相互利用を行っている。</p>	対応中	教育庁施設 整備室
(17)	② 公舎の効率的利用について	<p>秋田県公舎管理規則では、基本的には公舎管理者毎に入居対象職員が決まっているが、「その他公舎管理者が適当と認める職員」と対象外職員でも入居が可能とする規定も織り込まれている。これに対し、現状では知事部局、教育庁、警察本部間の公舎相互利用がほとんどなされていない状況となっている（特に公舎管理者が警察本部長の公舎については知事部局及び教育庁職員が全く入居していない）。知事部局、教育庁及び警察本部といった縦割りの利用に留まるのではなく、相互利用の促進を図るべきである。〔指摘〕</p>	<p>平成25年度の定期人事異動から、相互利用を行っている。</p>	対応済み	教育庁施設 整備室

(17)	③ 今後の方向性について	<p>公舎については、その効率的な利用の観点から、入居率が50%を超えるものの80%にとどかないような利用の低い公舎を中心に存続・廃止・統合の検討を行うべきであるが、そのためには公舎に対する県職員の需要がどれだけあるのかを把握し、今後どれだけ公舎が必要になるのかについて需要の予測を行う必要がある。県の財政事情に鑑みても公舎の建設は厳しい状況になることもあり得る。今ある公舎に適切なメンテナンスを行い使い続けることが余儀なくされることも十分にあり得ることである。それに対応するためには現時点から需要の予測を行い、需要に見合った公舎を選定し、その公舎に重点的に保守を行うといったことが必要である。なお、この需要予測は、知事部局、教育庁、警察本部といった縦割りで考えるのではなく、例えば8つの地域振興局管内あるいは県北・中央・県南などエリア単位で地域隣接性を考慮した上で予測を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>全体的な入居率の低い木造一戸建て公舎については今後需要がないものと予測し、5年間で全て廃止するとともに、保守も緊急的なもの以外は行わないこととしている。</p> <p>集合公舎に関しては、知事部局や警察本部と検討した結果、今後も活用することによって知事部局による一元管理及び相互利用を行っている。</p>	対応済み	教育庁施設整備室
(18)	④ 公舎の一元的管理について	<p>現状、公舎管理者別の管理・運用体制となっており、全体として最適な管理がなされていない。加えて、現在教育庁と警察本部においては一部修繕計画があるが、全公舎を対象とした一元的な修繕計画は存在しない。職員公舎の有効活用を実現させるためには公舎の一元的な管理・運用が必要である。〔意見〕</p>	<p>一元的な管理・運用を図るため、知事部局、教育庁、警察本部の三者で情報共有しながら、相互利用を図っている。</p>	対応済み	教育庁施設整備室
133 (20)	(9) 教育庁61 ① 入居率低下の分析の必要性和今後の対応について	<p>現状の入居率は低いと言わざるを得ない。低利用でも入居者が見込まれるから存続するという考え方は有効活用の観点から問題がある。近くにある秋田南高等学校の教職員は1名しか入居しておらず、同校の教職員のうち12名が民間のアパート・マンションに居住している（平成24年1月末現在）。低家賃にも関わらず民間アパート・マンションに入居している理由を適切に把握し、入居率向上のための対応をとるべきである。〔指摘〕</p>	<p>平成25年度の定期人事異動から相互利用を行った結果、平成20年から50～60%台で推移してきた入居率が、平成25年8月現在は75%であり、入居率の改善が見られる。</p>	対応済み	教育庁施設整備室

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県警察本部長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月19日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
秋本務第968号
平成25年10月30日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤 様
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県警察本部長

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度包括外部監査において指摘事項等として提出された事項に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）の結果に基づき講じた措置

報告書 頁（報 告書概 要の頁）	事 項	監査の結果・意見の概要	措置の概要	措置状況	担当課
112 (16)	5 県職員公舎 (2) 公舎料について ① 警察職員の公舎料の 規定化について	警察職員の公舎料については昭和61年6月27日起案の伺書において、警察職員の勤務の特殊性に鑑み、算定基準により算出された公舎料から一律30%控除を行うことが合議の上決定されている。警察職員の公舎料を減額すること自体は、警察という職種の特殊性を鑑みれば不合理ということまでは言えないであろうが、伺書において決定し運用上の取扱いとするのではなく、算定基準を改定し明記しておくべきである。〔指摘〕	知事部局と協議した結果、控除は警察本部のみで適用している事項で、全部局に共通する事項ではないことから、規則等には明記せず、今後も通知で運用していくこととした。	対応困難	警察本部会計課
120 (17)	(3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎 への対応について	職員公舎の入居率は平均すれば83%程度となっているが、50%に満たない公舎が多く存在し、特に教育長が管理を行っている公舎に入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建のものである。過去において学校の教職員のための公舎は当該教職員が勤務する学校に附属するような形で設置されており、これは当時の社会的要請にかなうものであった。現在は交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、ある意味居住していない公舎が出るのはやむを得ないことであろうが、未利用の公舎をそのまま放置しておいてよいわけでもない。特に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事件の発生する可能性もあり、管理をより厳重に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸建公舎は順次解体の方針としているが、具体的な年度を決定するまでには至っていない。早急な対応が必要である。 また、これ以外の公舎についても、既に処分の方針が決まっている公舎については速やかに処分すべきであり、決まっていない公舎については早急に利活用方針を定めるべきで	ワーキンググループにおいて、未利用、低利用公舎について、耐用年数、入居率、耐震基準、老朽度、土地利用効率の基準を設け、特に支障のあるものを除外したほか、地域ごとのバランスも考慮の上、今後5年以内に廃止する公舎を選定した。	対応済み	警察本部会計課

(17)	② 公舎の効率的利用について	<p>ある。〔指摘〕</p> <p>秋田県公舎管理規則では、基本的には公舎管理者毎に入居対象職員が決まっているが、「その他公舎管理者が適当と認める職員」と対象外職員でも入居が可能とする規定も織り込まれている。これに対し、現状では知事部局、教育庁、警察本部間の公舎相互利用がほとんどなされていない状況となっている（特に公舎管理者が警察本部長の公舎については知事部局及び教育庁職員が全く入居していない）。知事部局、教育庁及び警察本部といった縦割りの利用に留まるのではなく、相互利用の促進を図るべきである。〔指摘〕</p>	<p>ワーキンググループにおいて、管理者主体別、地域別に偏在している入居率を是正するため、知事部局、教育庁、警察本部間において相互利用化を図ることとした。</p>	対応済み	警察本部会計課
(17)	③ 今後の方向性について	<p>公舎については、その効率的な利用の観点から、入居率が50%を超えるものの80%にとどかないような利用の低い公舎を中心に存続・廃止・統合の検討を行うべきであるが、そのためには公舎に対する県職員の需要がどれだけあるのかを把握し、今後どれだけ公舎が必要になるのかについて需要の予測を行う必要がある。県の財政事情に鑑みても公舎の建設は厳しい状況になることもあり得る。今ある公舎に適切なメンテナンスを行い使い続けることが余儀なくされることも十分にあり得ることである。それに対応するためには現時点から需要の予測を行い、需要に見合った公舎を選定し、その公舎に重点的に保守を行うといったことが必要である。なお、この需要予測は、知事部局、教育庁、警察本部といった縦割りで考えるのではなく、例えば8つの地域振興局管内あるいは県北・中央・県南などエリア単位で地域隣接性を考慮した上で予測を行うべきである。〔意見〕</p>	<p>建替えが予定されている警察本部公舎がある地域において、需要が低下した知事部局公舎がある場合は、建替えに代え知事部局公舎の相互利用で必要戸数を確保することとした。</p> <p>上記以外でも、住宅のタイプ別、地区別で偏在する入居率が低い場合は、情報の共有を図り積極的に相互利用を図ることとした。</p>	対応済み	警察本部会計課
(18)	④ 公舎の一元的管理について	<p>現状、公舎管理者別の管理・運用体制となっており、全体として最適な管理がなされていない。加えて、現在教育庁と警察本部においては一部修繕計画があるが、全公舎を対象とした一元的な修繕計画は存在しない。職員公舎の有効活用を実現させるためには公舎の一元的な管理・運用が必要である。〔意見〕</p>	<p>人事異動時期が他部局と異なることから、一元的な管理・運用は困難と思われるが、相互利用については推進を図っていくこととしている。</p>	対応困難	警察本部会計課

<p>134 (20)</p>	<p>(10) 宮崎待機 ① 適切な設備投資について</p>	<p>交通機動隊があった場合でも最大入居率は9割程度である。そもそも必要な戸数を超えるものであったのではないか。公舎建設時には適切な需要予測によりこれを行う必要がある。</p> <p>警察の待機宿舎であり必要な建物であるにしても33%の入居率は低すぎると言わざるを得ず、必要だからといって低入居率のままでよいとすることにも問題がある。特に平成17年度に大規模修繕が行われているのであれば、この投資＝県民の税金が無駄に使われているということになるのではないか。警察の業務上、この場所に必ず必要な公舎であるというのであれば、この公舎に知事部局、教育庁等警察職員以外の職員の入居も認め、他の空いた公舎を他の用途に利用又は処分する等の対応を行うべきである。〔指摘〕</p>	<p>他部局の職員の入居を認めるなど、部局間の相互利用について、積極的に推進していくこととしている。</p>	<p>対応中</p>	<p>警察本部会計課</p>
<p>136 (21)</p>	<p>(12) 下野家後待機 ① 適切な設備投資について</p>	<p>交通機動隊があった場合でも最大入居率は75%程度であった。指摘内容は宮崎待機と同様である。〔指摘〕</p>	<p>他部局の職員の入居を認めるなど、部局間の相互利用について、積極的に推進していくこととしている。</p>	<p>対応中</p>	<p>警察本部会計課</p>